

●香川県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を行うことができる施設として指定した土庄町国民健康保険土庄中央病院及び内海病院について、平成28年4月4日その指定を取り消したので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

平成28年4月8日

香川県選挙管理委員会委員長 白井敏雅

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 病院			1 病院		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
一般社団法人三豊・観音寺市医師会三豊市立西香川病院	略		一般社団法人三豊・観音寺市医師会三豊市立西香川病院	略	
医療法人社団つばき会牟礼病院	略		土庄町国民健康保険土庄中央病院	小豆郡土庄町渕崎甲1400-2	昭和25年5月1日
略			内海病院	小豆郡小豆島町片城甲44-95	平成18年4月14日
2～5 略			医療法人社団つばき会牟礼病院	略	
			略		
2～5 略			2～5 略		